

688

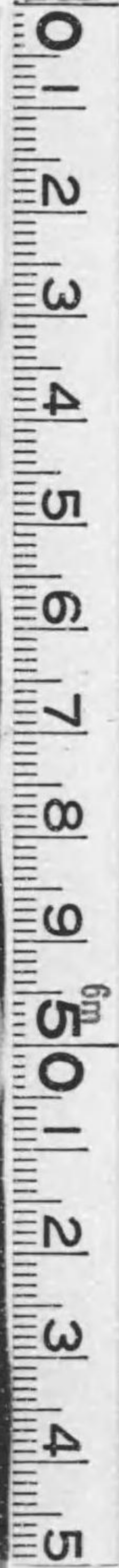
閻錫山の防共政策

統治問題研究所

特251

174

統治問題パンフレット第壹輯
張公道團總團部工人委員會編
『政治訓練讀本』譯



始



「本篇は中華民國二十六年（昭和十二年）七月、山西省主張公道團總團部工人委員會（山西省主張公道團總本部勞働委員會）より出版された「工人政治訓練讀本」の全譯である。因に主張公道團は民國二十五年二月頃より黄河を越へて山西省内に殺到し來つた共產黨の赤化運動に對抗し、年來の所謂山西モンロー主義を維持せんが爲に山西全省に亘て閻錫山の組織した團體である」

メーデーに際し勞働者に告ぐ

主張公道團總團部主任
閻錫山

各國勞働者の紀念する五・一（メーデー）は、資本主義に對する示威であり、勞働者階級の利益を爭取せんとするものであるが、中國勞働者の紀念する五・一は生産擴充の團力を結成し、民族の生存を爭取せんとするものである。

一 今日の亡國は即ち滅種（譯註——種族の消滅）であり、救國に努力する事は即ち自分自身を救ふための努力である。國を救はむと欲するなら必ず生産し努力し以て國民經濟を發達せしめ、國力を充實せねばならない。この生産に努力する事は我が勞働者全体の神聖なる責任である。

二 危急存亡の挽救には組織的團力が必要であるが、生産の増加擴大には一層組織的團力が必要である。盤上の散砂にも比すべき勞働者を糾合して、一塊の膠石の如き救亡力に變化せしむる事は、更に我が勞働者全体の當然行ふべき努である。

三 救國は犠牲的な事であり、苦痛な事である。「金あるものは金を出し、一般



の者は力を出し、全人民が如何なる苦痛犠牲をも忍ぶならば、必ず國を完全に係つことが出来るのであるが、我が全労働者は特に犠牲救國の精神を表現せねばならないのである。

余は全労働者が今年の五・一労働節を轉機として、この三つの新たなる覺悟と認識とに基き自疆救國の急先鋒となるやうに努力する事を希望するものである。

民國二十六年五月一日

労働者政治訓練讀本目次

- | | |
|-----|------------|
| 第一課 | 現代的労働者 |
| 第二課 | スタハノフ運動 |
| 第三課 | 九・一八より現在まで |
| 第四課 | 山西省・綏遠省と國防 |
| 第五課 | 萬人齊しく漢奸を除け |
| 第六課 | 守土抗戰 |
| 第七課 | 禁煙禁毒と禁賭 |
| 第八課 | 合理的負担 |
| 第九課 | 按勞分配 |

第十課

物産證券

第十一課

土地村公有

第一課 現代的労働者

總團長は、現代的人民をつくるためには必ず(一)志氣の鋼鐵化(二)思想の現代化(三)精神の革命化(四)生活の労働化(五)行動の紀律化(六)工作の責任化(七)事務の技術化が必要であると言つたが、現代の國家に於てこれらの條件を欠く人民は、概して國家の役にたかないのである。

我々労働者はもとより國民の一分子であるが、それと同時に、一方では「世界の創造者」であり「労働は神聖」なりと稱せられてゐる。而してたとへて日常の生活及び行爲の上で一般人民の師表或は模範となり得ないとしても、曠て人々は光榮ある稱賛を我々に與へざるを得なくなるであらう。

故に我々労働者、特に國防の前線に在る山西の労働者は速かに環境を認識して志向を確立し、全民家の社會改造の先達とならねばならないと同時に、身を以て則を作り、労働を鞏化し、生産に努力し、以て國力の充實と國家危亡の挽救とを期さねばならない。これこそ現代的労働者の必ず具備すべき條件である。

第二課 スタハーノフ運動

二

スタハーノフ運動とは、ソ聯のタンパス炭礦區の採炭工が從來の採炭法が甚だ不經濟なるに鑑みて、合理的分配技術過程、合理的分配労働、合理的組織工作の三原則に基き、三名を一班とし、運搬と採炭とを別個に進行するものである。即ち採炭工は採炭を専門に行ひ、運搬工がこれを運んでゆく結果、彼等各人の平均採炭量は、普通の工夫の採炭量の五倍に増加し、蘇聯の建設に極めて大なる進歩を齎らした。かくてスタハーノフはソ聯朝野の齊しく敬仰する人物となり、スタハーノフ運動は全國に瀰漫したのである。

この運動の意義は、その目的より言へば機械を装置せずして多くの物を生産する点にあり、その方法より言へば組織の力を用ひて労働能率を増加し生産標準を高めるといふ點にある。更にこれを具体的に云へば、工夫をして道具を取り、材料を持ち、機械に油を注ぐなどといふ仕事に時間を浪費せしめないと同時に、機械にも亦時間と物力とを浪費せしめない事である。

我々は労働大衆がスタハーノフ運動の方法を我々の生産過程に應用して、生産量

を高度にまで押し進める事を希望するものである。

第三課 九・一八より現在まで

日本の田中の定めた大陸政策は三段の歩調に分れてゐる。即ち第一歩に於ては台湾、琉球を占領し、第二歩に於ては朝鮮を滅し、第三歩に於ては滿蒙を奪取し、以て全中國を併呑する事である。而して第一、第二の兩計画は既に完全に遂行したが第三歩の計画は九・一八事変に於てその一半を実現し、余す所の一半は現在進行中である。

今日本の侵略の第三歩を大体二段階に分つて述べよう。九・一八事変より張垣の役までの第一段階に於ては、純武装侵略がその特色である。故に中村事件に藉口して機乗すべしとなし、北大營を攻撃し、次いで東北三省を強占した。

當時民族英雄馬占山等の抗戦があつたが、後援至らず、彈丸盡き、糧食絶え、勢い逼つて兵を収めた結果、三省を悉く淪亡せしめ、間もなく熱河も亦奪ひ去られた。

日本は東四省を占領した後、また中支に事を企てた。即ち上海に於て十九路軍と開戦し、三十三晝夜戦つた。我が軍は屢々奇功を収めたが、局部的抗戦による結果却て屈辱的瀋滄協定を締結した。日本は熱河占領の後、更に長城の各関門を攻撃した。時に宋哲元等の激起抗敵があつたが、これまた局部的抗戦のため持久するを得ず、またもや恥ずべき塘沽協定を結ぶに至つた。

塘沽協定後間もなく、日本軍はまた察北の多倫を強占した。馮玉祥は憤激のあまり察哈爾に於て抗日同盟軍を組織したが、勢力孤立して敗れた。張垣の役より現在までの第二の段階は政治的手段と脅威的行爲とを用ひてその經濟侵略政策を鞏固化した。

- 一、四・二七の天羽聲明は一面威を以て諸外國を脅かし、他面中國に獨り霸を稱へんとの意圖より出たものである。
- 二、何梅協定（譯註——施津、何應欽協定）を強訂して河北の權益を獲得した。
- 三、土肥原は「華北自治運動」を勃發させて成功せざるため、手をかへて冀東二十五縣の獨立を強行し、冀東自治政府を組織した。
- 四、廣田は三大原則を提出して日本の在華權益の承認を我に強ひた。

五、密輸入政策は我國の商工業を破壊した。

六、華北に大量増兵し、河北の權益を鞏固擴大した。

七、日本は急に華北經濟開發の計画を實現せんと欲して港を開き、鑛を開く事の承認を再三我國に強制した。

其他察哈爾省の大部分を占領した後、内蒙の徳王を利用して傀儡政府を組織し、李守信、王英等を使喚して綏東に進出した。しかし我が晉綏（譯註——山西、綏遠兩省）は全民の利害に基いて抗戦に死するを誓ひ、英雄殺敵、始めて百靈廟、大廟子等の地を收復して敵の前進を阻んだ。最近日本は又多數の漢奸を買収し、これを各地の機關に散配して秘密裡に活動せしめ、擾亂を企圖してその陰謀を遂げた。昨冬の豊台事件及び最近の蘆溝橋事件はその證據である。我が同胞に熱望す。同心協力金あるものは金を出し、人々皆力を出せば、我が國土を收復し民族を解放するを得ん。

国防とは何か？

国防とは人々が聯合して各種力量を應用し、帝國主義の侵略に抵抗し、漢奸の賣國を制止し、以て人民の抗敵救亡、國家保衛の意志を鼓吹する事である。

晉綏は全國の門戸であり、この門戸の守りを失はば全國の係り難き事を我々は知つてゐる故に晉綏の存亡は実に全中國民族の存亡に關係し、敵軍が屢々緩急を進攻するの亦晉綏が極めて重要であるが故である。

目前の危急存亡を挽救せんがためには、先づ第一に國防最前線の晉綏を保持せねばならない。

而して晉綏を保持するためには必ず晉綏人民乃至全國人民が最大の力を用ひて晉綏の守土抗戦を支持せねばならない。かくてその抗戦を擴大して全民の守土抗戦とすれば、初めて有効なる辦法となるのである。

然らざれば、晉綏の危急は即ち全國の危急となるのである。

第五課

吾人齊しく漢奸を除け

何をか漢奸と言ふ？ 我々は何故これを除去しなければならぬのか？

簡単に言へば、外國人と結んで本國を危害するものが即ち漢奸である。俗にこれを賣國賊と呼ぶ。この漢奸は、まことに一人破壊作業をなせば一國人を危害し、自己の一時的私利を營むためにあたら全民族の利益を賣る。國家に漢奸あるは、恰も人身に瘡が出たのと同じであつて、この瘡を切開しなれば全身は腐爛し、漢奸を除去しなれば國を害する。只人身に出る瘡は一個の不幸な事であつてそれを予防する事は可能である。國家に漢奸あるは我々民族間の痛心事であつて、先づ予めこれに警告し、これを防禦し、若しそれでいけなければこれを摘除すべきである。

瘡を切開する事は痛苦を忍ぶ事であり、漢奸を除去する事は己むを得ざる事である。漢奸も亦我々の同胞であるが故に、我々は漢奸をたらざる事を彼に警告し、その生命を断つ事を欲しない。我々が一人の漢奸の生命を断つ事は即ち我々の同胞を一人減少する事であつて、これは我々をして甚だ心を傷ましむることである。若し彼が悔ひ改めざれば、その時こそは己むなくこれを除去するのみである。

漢奸には幾種類もある。その中には公然と敵の傀儡となる喪心病狂があり、或は浪人と結んで無知の愚民を煽惑し、平時には地方の治安を擾亂し戰時には野心を成

就せんとする輩もある。愚かな者は敵人に僅は小數十銭でその人格を賣り、少しく
聰明なる者は恐怖のあまり敵に通じて僥倖的に免れんとする。

此れを要するに、これらの者は利にさとくして智に昏く、只一身一家の利害をの
み顧みて國家民族の存亡を顧みず、只一時の安富尊榮をのみ思ひ、將來不用となつ
て捨て去られる事を思はないものである。現在賣國賊に倣ひ、國を亡し亡國奴とな
れば、將來千秋万世まで歴史上に於ける民族の罪人となり、最後には他人を賣るの
ではなく自己を賣る事になる。斯る彼輩は眞に憐むべく恨むべき存在である。

然らば如何にして漢奸を除去すべきか！

必ず政府と民衆が一致努力して隨時隨所に漢奸的言論と行動とを偵査し、國家民
族の利益を危害せんとする漢奸の破壊行爲を制裁すると同時に、常に漢奸の嫌疑あ
る者に對しては、誤れる岐路に入り、悪處を幫助する悪人となり、國を禍し、民を
そこな小工作をなさしめざる様教育すべきである。

第六課 守土抗戰

一 何故に守土抗戰しなければならぬのであるか！

(イ) 中國々民各自の生命財産が強敵に意の如く残殺蹂躪される事を欲しな
(ロ) 國土の再失寸分を願はない。

(ハ) 我々中華民族の消滅を願はない。
(ニ) 我々は既に戦はざれば亡ぶといふ東北の教訓を受けた。亡びないためには即
ち戦ふ。これ確に死中に生を求むる活路である

(ホ) 中國人が中國の領土を保守することは名義上からも辭退出来ないところであ
るが故に、守土抗戰は勝利すれば固より成功であるが、失敗しても亦成功で
ある。

(ヘ) 晉綏は華北五省及び西北五省存亡の關鍵を決定する。

二 守土抗戰は民族解放闘争の好戦場である。

(イ) 敵人の厭く無き侵略の野心に打撃を與へ、

(ロ) 敵人の戦はずして勝つといふ小幻想を打破し

(ハ) 以前の不抵抗政策の恥辱を洗除し

(ニ) 全國民衆の起つて抗戰する決心を激勵し

(ホ) 全民族大抗戦の重要契機を構成する。

三 守土抗戦の前途

(イ) 今回の晉綏抗戦に於て我々は百靈廟、大廟子等の地を收復した。これは初步的勝利であるが、しかもこれは数倍の敵に對する我等の犠牲的にして且勇敢なる精神を證明し、守土抗戦の前途に光明を齎らすものである。

(ロ) 晉綏は中國の晉綏にして、晉綏をして決して再び上海、長城の覆轍を踏ましめてはならない。同時に我々の希望する事は、全國上下一致團結して全國の人力、物力、財力を動員し、晉綏の守土抗戦を幫助し、徹底的な勝利を獲得し、以て中華民族の解放を達成する事である。

第七課 禁煙 禁毒 と 禁賭

煙とは何か？ 即ち阿片である。毒とは何か？ 即ち金丹（譯註——モルヒネにて製せる薬の名）料面（譯註——阿片にて製せる薬）等である。賭とは何か？ 即

ち賭博である。此阿片煙、金丹料面、賭博等には總て人を害し、己を害し、社會を害し、國家そのものを害するものである。

山西の隣省には以前多くの煙種があつた。近來又幾多の毒品を製造し、更に外國人の設立せる毒品製造工廠があつて、我々の國民經濟、我々の國、我々の種族を滅亡せんと企圖してゐる。宣統末年より今日まで三十年間、山西省が煙毒を買ひて支拂へる金銭の統計は約十億元に上つてゐる。既に流出せる十億元は山西人を困窮に陥れ、將來再び阿片毒品を買はんとして錢を出せば山西人の命にかかはる。我々は山西人の命を救ふ爲に禁煙禁毒せざるを得ない。賭博の害に到つては煙毒よりも重く、金銭を浪費し又事を廢し業を失ふ。故に我々も亦絶対に禁じなければならぬ。山西の禁煙の方法としては、民國二十六年度より阿片の販賣運搬者を銃殺し、吸飲者を四年に分けて退癮（譯註——中毒をなほす事）することにし、三十歳以下の者は第一年で退癮し、三十一歳より四十歳迄の者は第二年で退癮し、四十一歳より五十歳迄の者は第三年で退癮し、五十歳以上の者は第四年で退癮する。禁毒の辦法としては民國二十六年度より販賣者、吸飲者を一律に銃殺する。賭博を禁ずる辦法としては軽い者には罰金、重い者には監禁の刑を課するのである。

人々總てこの煙・毒・賭の三事に對して自らもこれを爲さず、他をしてもこれを爲さしめずとの精神を起し、自ら法を犯さず且その家人親戚朋友を知告して絶対に法を犯さしめざる事を希望する。

第八課 合理的負担

合理的負担の原則に三つある。

- 第一 利息を得る者は當然重い負担を課せらるべきである。何故ならば、利息は勞せずして獲たるものであるからである。
- 第二 財産ある者は當然多くの負担を課せらるべきである。何故ならば負担は人民財産を保護するものであるからである。既に人民財産を保護するものであるとすれば、財産ある人が多く負担するのは理の當然である。
- 第三 金儲けの多い者は當然多く負担すべきである。何故ならば、金儲けの多いと言ふ事は、剩餘金も亦多く、負担も亦多くなければならないが故である。

人民は、負担は人民の義務であり、負担を肯ずる事は家庭、生命、財産の保障を得る事である事を認識せねばならない。

政府は人民に「予算を審議決定し、決算を検査し、貪汚を監督する」権利を與へて「民に取り民に用心」の原則に合致せねばならない。

第九課 按勞分配

按勞分配とは資の公有、産の私有である。資は公結により、産は自身によつて享ける。勞働し得る者は皆勞働しなればならない。能力の大なるもの、知識の大なる者は、多ければ多いほど多く享け、能力の小なるもの、知識の小なるものは、小ならば小なるほど少くうける。各人が自己の能力を盡して生産すれば、その勞働の結果を享受する。これを按勞分配といふ。

現在の社會には極めて不公平な分配制度が存在してゐる。即ち土地を有する者は地租を得てゐる。家を持つ者は家賃を出して家賃を得てゐる。金を持つ者は、出資

して利息を得てある。金の多い者は機械を買ひ込み労働者を僱ひ、工場を開いて利潤を得てゐる。彼等は自ら苦勞せずして、勤勞大衆より搾取し、以て大いに喰ひ、大いに飲む。眞に不合理の極みである。

故に按勞分配制度は合理的分配制度とも言ひ得るのである。

第十課 物産證券

物産證券とは貨物兌換の紙幣であつて、その特長は、價格下落せず、割引せず、硬貨との兌換を拒否さぬことである。

物産證券を発行せる後は、無論何をするにも賣る心配はなく、人々をしてこれを活用せしめる。人々がこれを活用すれば、個人的には農・工・商の生活を完全を保障し、國家的には人々の事をなす機會を増加し、造産の道を開き、國家の富強、文明を發展すると言ひ得るのである。

第十一課 土地の村公有

土地の村公有とは、村内各個人の私有田地を無利子の公債を以て村の公有とし、適當の方法を用ひ、村中の勞働し得る農夫にこれを再分配して耕作せしむる事である。

かくすれば、田地を持つ者は最早や勞働せず、家に居てその地租によつて生活する事は出来ない。勞働し得る貧苦の農夫も亦土地が無いといふ苦楚を感受するに及ばない。

故に土地が村の公有に歸する事は、地主の對貧農に對する無理な搾取を解消し、大衆の生活を改善し、生産を促進し、國家の財富を増加し、以て富強文明を形成する最も有効な辦法である。

昭和十三年六月二十二日印刷納本
昭和十三年六月二十八日發行

(非賣品)

編輯兼
發行人

東京市杉並區秋葉三丁目二〇六番地

永井了吉

印刷人

東京市神田區塚原一丁目九番地ノ一

森野一二郎

發行所

東京市杉並區秋葉三丁目二〇六番地

統治問題研究所

電話 荻窪 二四八〇番

終

3
4